



2018年3月15日

各 位

会 社 名 株式会社バロックジャパンリミテッド
代表者名 代表取締役社長 村井 博之
(コード番号：3548 東証第一部)
問合わせ先 常務執行役員 経営企画室長 池内 秀樹
TEL 03-5738-5775

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2018年4月25日開催予定の第19期定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期（事業年度の末日）を変更すること並びに定款の一部を変更することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 決算期変更の理由

当社では、以下の2つの目的から、事業年度を毎年3月1日から翌年2月末日までに変更いたします。

- (1) アパレル市場においては、冬の実需期が1月の初売りから2月まで続く傾向が定着しており、この実需期の販売を通じて冬物商品の在庫水準を2月末までに適正化する当社の事業サイクルと決算期を一致させること。
- (2) 2月期決算の同業他社との比較可能性を高めることでステークホルダーとの対話を充実させること。

2. 決算期変更の内容

現 在： 毎年1月31日

変更後： 毎年2月末日

決算期変更の経過期間となる第20期は、2018年2月1日から2019年2月28日までの13ヵ月決算となる予定です。

3. 今後の見通し

2019年2月期（第20期）の業績見通しにつきましては、詳細が確定次第お知らせいたします。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

決算期（事業年度の末日）の変更に伴い、定時株主総会の招集時期を毎年5月に、定時株主総会の議決権の基準日を毎年2月末日に、期末配当の基準日を毎年2月末日に、中間配当の基準日を毎年8月31日にそれぞれ変更するものであります。また、事業年度の変更にかかる経過的な措置として、

附則を設けるものです（第 11 条、第 12 条、第 39 条、第 41 条、附則関係）。

(2) 変更の内容

(下線部分が変更部分)

現行定款	変更案
(省略)	(省略)
第 3 章 株 主 総 会 (株主総会の招集)	第 3 章 株 主 総 会 (株主総会の招集)
第 11 条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>4</u> 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。	第 11 条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>5</u> 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。
(定時株主総会の基準日)	(定時株主総会の基準日)
第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>1</u> 月 <u>31</u> 日とする。	第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>2</u> 月末日とする。
(省略)	(省略)
第 7 章 計 算 (事業年度)	第 7 章 計 算 (事業年度)
第 39 条 当社の事業年度は毎年 <u>2</u> 月 <u>1</u> 日から翌年 <u>1</u> 月 <u>31</u> 日までとする。	第 39 条 当社の事業年度は毎年 <u>3</u> 月 <u>1</u> 日から翌年 <u>2</u> 月末日までとする。
(省略)	(省略)
(剰余金の配当の基準日)	(剰余金の配当の基準日)
第 41 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>1</u> 月 <u>31</u> 日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 <u>7</u> 月 31 日とする。 3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。	第 41 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>2</u> 月末日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 <u>8</u> 月 31 日とする。 3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(新設)	(附則) <u>第1条</u> <u>第39条(事業年度)の規定にかかわらず、2018年2月1日から始まる第20期事業年度は、2019年2月28日までの13ヵ月間とする。なお、本附則は、第20期事業年度経過後は、これを削除する。</u>
------	--

以上